



微量 PCB 分析経費の助成金制度について 東京都

東京都は、都内で保有している微量の PCB によって汚染されたおそれのある電気機器について、PCB の分析経費の一部を助成する制度を平成 24 年度から平成 27 年度まで行います。

《制度の概要》

1. 助成対象となる電気機器

都内で保有している微量の PCB によって汚染されたおそれのある電気機器(トランス・コンデンサ・リアクトル・変成器・放電コイル・整流器・開閉器・遮断器・サージアブソーバー等)

2. 助成対象者

個人や中小企業団体等

3. 助成金額

機器 1 台あたり助成対象経費の 1/2、助成金額の上限は 1 台あたり 12,500 円(助成対象経費:電気機器から絶縁油を採取する経費及び絶縁油の PCB 濃度を分析する経費)

4. 申請受付期間

平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 2 月 28 日(但し、予算の範囲を超えた日をもって申請の受付を停止)

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、絶縁油中の PCB 分析についてはお任せ下さい。

資料 2012 年 4 月 1 日付東京都 HP

衛生技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. H.22 年度土壌汚染対策法施行状況等に関する調査結果について](#)

[2. 産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況\(H.21年度\)について 環境省](#)

[3. 水質汚濁物質排出量総合調査結果について\(平成 23 年度\)](#)

[4. 浄化槽設置状況等について\(2010 年度\) 環境省](#)

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令の公布について 環境省

環境省は、第 177 回通常国会において成立した水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行に伴い、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令が平成 24 年 3 月 27 日に公布され、平成 24 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

地下水汚染の効果的な未然防止を図るために、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 23 年 6 月 22 日に公布されたところですが、この施行に伴い、有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法について規定すると共に、その他の必要な改正を行うものです。

改正内容としては、以下の通りです。

○対象施設

・有害物質を使用する特定施設及び有害物質を貯蔵する施設

○改正法の施行に伴い対象となる施設(水濁法第 5 条第 3 項)

・下水道に排水の全量を放流等している有害物質使用特定施設

・有害物質貯蔵指定施設

○構造等に関する基準等遵守義務等

・対象施設について構造等に関する基準を遵守する事

・基準を遵守していない場合には都道府県知事等は構造等の改善命令ができる

○定期点検の義務の創設

・対象施設について、定期的にその施設の構造等を点検、記録し、その記録を 3 年間保存することの義務付け

当社は水質汚濁防止法に関する測定項目について長年の実績と多くの経験がございます。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 3 月 27 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介



放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

お問い合わせはこちら

